

商務省規制品リスト

カテゴリー〇—核物質、施設及び装置

[並びに種々の品目]

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

0A002 車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の“原子炉”で使用するよう“特別に設計した”発電及び推進のための装置（これらの品目は、“ITARの対象”である。22 CFR § 120から § 130を参照のこと。）

0A018 ワッセナー軍需品リストに掲載されている品目（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT、UN

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：0A018. bについては\$3000

0A018. c 及び dについては\$1500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 0A979、0A998、並びに22 CFR 121.1 カテゴリーI(a)、III(b)からIII(d)、及びX(a)も参照のこと。

(2) 以前、ECCN 0A018. aで規制されていた品目について、ECCN 0A617. y. 1及びECCN 0A617. y. 2を参照のこと。

(3) 2014年7月1日の直前に0A018. d及び0A988に番号分類されていたNIJ規格レベルIV未満の防弾能力を備える軍用ヘルメットについてはECCN 1A613. cを、従来型のスチール製ヘルメットについてはECCN 1A613. y. 1を参照のこと。

(4) その他の軍用ヘルメットに対する規制については、22 CFR § 121.1のカテゴリーX(a) (5)及びX(a) (6)を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. [Reserved]

b. 弾薬のために“特別に設計した”“部分品”及び“部品”（以下のものを除く）：

薬莖、薬囊、銃弾、被筒、弾芯、砲弾、発射体、伝爆薬、導火線及び構成部品、雷管、並びにその他の起爆装置並びに弾薬ベルト及び連結機械（これらのすべてのものは、“ITARの対象”である(22 CFR part 120 から130参照)）；

注：0A018. bは、空砲又は疑似弾であって、次のいずれかに該当するもののために“特別に設計された”“部分品”には適用されない：

a. 発射体のないつぶされた弾薬（ブランクスター）；

b. 薬室が穿孔された疑似弾；

c. その他の空砲又は疑似弾であって、実弾のために設計された部分品を組み込んでいないもの。
c. 口径が20mm未満の先込め式（黒色火薬）の小火器であって、1937年以降に製造され、かつ、1890年以前に製造された小火器の複製品でないもの；

注：0A018. cは、狩猟用又はスポーツ用で使用される兵器であって、軍用に“特別に設計”されていないもので、かつ、全自動型でないものについては規制しない、ただし、散弾銃についてはECCN 0A984を参照のこと。

d. [Reserved]

0A521 CCLの他の箇所にリストされていないEAR対象貨物であって、それが少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出が規制されるもの。

0A521の貨物は、RS1の規制対象であり、EAR § 740.11(b) (2) (ii)に基づく米国政府の職員及び機関に対する許可例外GOV、又は§ 774付則 5で特定される品目固有の許可例外（ECCN 0A521で対象とされる

品目に特有の許可例外) 以外のいかなる許可例外も適用できない。ECCN 0A521の規制のもとに番号分類されると決定された貨物のリストは、§ 774の付則 5の中で公示される。ECCN 0A521に関連する輸出許可要求事項及び輸出許可政策については、EAR § 742.6(a)(7)で示される。

0A604 軍用の爆発装置及び弾薬に関連する貨物 (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| Control(s) | Country Chart (§ 738付則 1参照) |
|-------------------|-----------------------------------|
| NS エントリー全体に適用される。 | NS Column 1 |
| RS エントリー全体に適用される。 | RS Column 1 |
| AT エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN エントリー全体に適用される。 | UN規制について § 746.1(b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明 について § 740を参照のこと)

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c)(1)項 (EAR § 740.20(c)(1)) は、§ 740.20(g) (“600シリーズ”の最終品目に対する許可例外STAの適格性請求) に従って許可例外STAが適格であることをBISにより決定されない限り、0A606.aに掲げるいずれの品目にも使用してはならない。

(2) 0A606に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 魚雷、爆弾、及び地雷は、“ITARの対象”である (22 CFR § 121.1のUSMLカテゴリーIVを参照のこと)。

(2) 発煙弾、非刺激性の発煙弾、散弾、擲弾及び

炸薬、並びに軍用及び民生用両方の用途を持つその他の火工品は、ECCN 1A984により規制される。

(3) 特定の爆発物の起爆装置の点火装置、電気駆動式の爆発物の起爆装置、並びに起爆装置及び多点起爆システムは、ECCN 1A007又はECCN 3A232により規制される。

(4) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 方形爆破薬、及びそれらのために設計、改造、又は適合された起爆装置。

b. 爆薬を利用した掘削装置であって軍用のもの。

0A604.a及び.bの注：

このエントリーは、ECCN 1A007又はECCN 3A232で規定される起爆装置及びその他の品目については規制しない。

c. 煙幕弾及びスタン手榴弾 (例えば、“閃光弾”) であって、ECCN 1A984により規制されないもの。

d. から w. [Reserved]

x. このECCNの.a項から.c項において規制の対象となる貨物のため、又はUSMLのカテゴリーIVで規制される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USMLの他の箇所で指定されていないもの。

0A604.xの注：USMLのカテゴリーIV(h)で指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

0A606 陸上車両及び関連貨物であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| Control(s) | Country Chart (§ 738付則 1参照) |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| NS エントリー全体に適用される (0A606.b及び.yを除く)。 | NS Column 1 |
| NS 0A606.bに適用される | NS Column 2 |
| RS エントリー全体に適用される | RS Column 1 |

(0A606. b及び. yを除く)。

RS 0A606. bに適用される

RS Column 2

AT エントリー全体に適用される。

AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。

UN規制について

(0A606. yを除く)。

§ 746. 1(b)を

参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : \$1, 500

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

STAIについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c)(1)項 (EAR § 740. 20(c)(1)) は、§ 740. 20(g) (**9x515及び"600シリーズ"の品目**~~"600シリーズ"の最終品目~~) に対する許可例外STAの適格性請求) に従って許可例外STAが適格であることをBISにより決定されない限り、0A606. aに掲げるいずれの品目にも使用してはならない。

(2) 0A606に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740. 20(c)(2)) を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 22 CFR part 121の Kategorie-VIIで記述される陸上車両、その他の物品、技術資料 (ソフトウェアを含む) 及び役務は、国際武器取引規則の管轄権の対象である。

(2) 外国製の"軍用貨物"であって、米国原産の"600シリーズ"の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 軍事用途のために"特別に設計された"陸上車両 (有人又は無人を問わない) であって、USMLの Kategorie-VIIで列挙又はその他の形態で規定されていないもの。

a項の注1 : a項でいうところにおいて、"陸上車両"には以下のものを含む :

(i) 1955以前に製造されたタンク及び装甲車両であって、1955年以降改造されていないもの、及び機能兵器を有していないもの又は修理を通して機能するようになることができる兵器を有していないもの ;

(ii) 軍用の鉄道車両 (戦備を有するもの又はミサイル発射のために"特別に設計された"ものを除く) ;

(iii) 非装甲の軍用回収車両及びその他の支援用車両 ;

(iv) 口径0. 50インチ以下の火器用の砲架又はハードポイント[懸吊架]を搭載した戦備を有していない非装甲車両 ; 並びに

(v) USMLの Kategorie-VII又はECCN 0A606. aで列挙されているその他の陸上車両のために"特別に設計された"トレーラーであって、USMLの Kategorie-VIIで列挙又はその他の形態で規定されていないもの。この注でいうところにおいて、用語"改造された"には、法律によって必要とされる安全性の組み込み、表面的な変更 (異なる塗装若しくはボルト穴の再配置) 又は1956年以前に入手可能であった"部品"若しくは"b"の追加を含まない。

a項の注2 : 軍事用途のために"特別に設計され"ている陸上車両は、a項のもとでの規制を決定する目的において、軍事用途のために"特別に設計された"一以上の"部分品"が関与する構造的、電気的又は機械的な機能を伴う。そのような"部分品"には以下のものを含む :

a. 防弾にするために"特別に設計された"種類の空気タイヤのケーシング ;

b. 極めて重要な"部品" (例えば、燃料タンク又は車両操縦席) の装甲した防御 ;

c. 兵器のための専用の補強又は架台 ;

d. ブラックアウト照明。

b. その他の陸上車両、"部品"及び"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの :

b. 1. 民生用車両から誘導された非武装車両であって、次のすべてに該当するもの :

b. 1. a. レベルIII (1985年9月版 : 米国司法省・司法国家学会防弾規格0108. 01) 以上の防弾能力を提供できる材料又は"部分品" (反応装甲又は電磁装甲を除く) で製造されたもの又は適合させたもの。

b. 1. b. 前輪及び後輪の双方に同時に推進力を与える動力伝達装置（耐荷重用の追加車輪（駆動されるか否かを問わない）を有するこれらの車両を含む）；

b. 1. c. 車両総重量の定格値（GVWR）が、4.5トンを超えるもの；かつ

b. 1. d. オフロードでの使用のために設計又は改造されたもの。

b. 2. “部品”及び“部分品”であって、次のすべてに該当するもの：

b. 2. a. 本エントリーのb. 1項で指定されている車両のために“特別に設計された”もの；かつ

b. 2. b. レベルIII（1985年9月版：米国司法省・司法国家学会防弾規格0108.01）以上の防弾能力を提供できるもの。

b項の注1： 0A606. b. 1で別途規制される陸上車両であって、反応装甲又は電磁装甲を具備するものは、USMLのカテゴリーVIIの規制対象である。

b項の注2： ECCN 0A606. b. 1は、現金又は貴重品の輸送のために“特別に設計された”民生用の車両については、規制しない。

b項の注3： “非武装”とは、設置された兵器、設置された兵器用の架台、又は兵器用の架台のための専用の補強を有していないことをいう。

c. 重量が40トンを超える装甲車両用の空冷のディーゼルエンジン及びエンジンブロック。

d. 軌道車両の全自動の連続可変変速機。

e. ECCN 0A606. a又はUSMLのカテゴリーVIIで規制される陸上車両のために“特別に設計された”深水渡渉用のキット。

f. 自己発射橋の“部分品”（USMLのカテゴリーVII (g)で列挙されるものを除く）であって、USMLのカテゴリーVII又は本ECCNで列挙される陸上車両による配備のために“特別に設計された”もの。

g. からw. [Reserved]

x. ECCN 0A606（0A606. b若しくは0A606. yを除く）で列挙又はその他の形態で規定される貨物又はUSMLのカテゴリーVIIで列挙される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USML又は0A606. yの他の箇所指定されていないもの。

注1：鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品（例えば、押出し鍛造品及び機械加工された本体）であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によってECCN 0A606. xで規制される貨物と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達しているものについては、ECCN 0A606. xで規制される。

注2：USMLのVII (g)項で列挙される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。ECCN 0A606. yで規定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

y. 本ECCN（ECCN 0A606. bを除く）で列挙又はその他の形態で規定される貨物又はUSMLのカテゴリーVIIに掲げる防衛物品のために“特別に設計された”特定の“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”のうち、USML又はCCLの他の箇所で指定されていないものであって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”：

y. 1. ブレーキ・ディスク、ローター、ドラム、キャリパー、シリンダー、パッド、シュー、ライン、ホース、バキューム・ブースタ及びこれらの“部品”；

y. 2. 交流発電機及び直流発電機；

y. 3. 車軸；

y. 4. バッテリー；

y. 5. ベアリング（例えば、ボールベアリング、ローラーベアリング、ホイールベアリング）；

y. 6. ケーブル、ケーブル組立品、及びコネクタ；

y. 7. 冷却装置のホース；

y. 8. 油圧フィルター、燃料フィルター、オイルフィルター及びエアフィルター（ECCN 1A004で規制されるものを除く）；

y. 9. ガスケット及びOリング；

y. 10. 油圧装置のホース、結合金具、カップリング、アダプター、及びバルブ；

y. 11. ラッチ及びヒンジ；

y. 12. 照明装置、ヒューズ、及び“部分品”；

y. 13. 空圧ホース、結合金具、アダプター、カップリング、及びバルブ；

y. 14. 座席、座席組立品、座席支持体、及びハー

ネス；

y. 15. タイヤ（ランフラットタイヤを除く）；並びに

y. 16 窓（装甲車両用のものを除く）。

0A614 軍用の訓練“装置”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAについての特別な条件

STA：0A614に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIXで列挙又はその他の形態で規定される防衛物品及びそれらに関連する“技術資料”（“ソフトウェア”を含む）は、“ITARの対象”となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

(3) ECCN 0A614. aにより規制されるシミュレーター及びUSMLで規制される又はCCLの他の箇所で規制されるシミュレーション装置若しくは最終品目に、共通の“部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”は、そのシミュレーション装置

若しくは最終品目の“部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”として、同じUSMLのカテゴリー又はECCNで規制される。

関連定義：ナシ

品目：

a. 軍の訓練のために“特別に設計された”“装置”であって、USMLのカテゴリーIXで列挙又はその他の形態で規定されていないもの。

0A614の注1：このエントリーには、ECCN 9A610. aに番号分類される航空機のための操縦訓練装置、レーダー標的訓練装置、フライトシミュレーター、有人対応の遠心機、ECCN 3A611に番号分類されるレーダー用のレーダー訓練装置、軍用機のための計器飛行訓練装置、軍用品目のための航法訓練装置、標的訓練装置、兵器訓練装置、軍用無人航空機、地上用の軍事作戦のための可搬型の訓練ユニット及び訓練“装置”を含む。

0A614の注2：このエントリーは、狩猟用又はスポーツ用の火器の使用における訓練のために“特別に設計された”“装置”には適用されない。

b. からw. [Reserved]

x. このエントリーにより規制される貨物、又はUSMLのカテゴリーIXで列挙若しくはその他の形態で規定される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USMLの他の箇所で指定されていないもの。

0A617 その他の“装置”、材料、及び関連貨物（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(0A617. yを除く)。

RS エントリー全体に適用される RS Column 1
(0A617. yを除く)。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。
(0A617. yを除く)。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : \$1,500

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 0A617に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 防衛物品（例えば、機密扱いの情報から製造された材料）であって、USMLのカテゴリーXIIIで規制されるもの、並びにこれらに直接関連する技術資料（ソフトウェアを含む）については、“ITARの対象”となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

(3) 自給式の潜水用具及び水中水泳用具及び関連貨物については、ECCN 8A620を参照のこと。

(4) ロボット、ロボット操縦装置及びロボットのエンドエフェクターに対する規制については、USMLのカテゴリーVII並びにECCN 0A606及び2B007を参照のこと。

(5) USML又は“600シリーズ”のECCNで規制される装置で、軍事用途のために“特別に設計された”ライブラリー”（すなわち、パラメトリック技術データベース）は、当該品目に関連する技術資料及び技術の規制によって規制される。

(6) 原子力発電装置又は推進装置（“原子炉”を含む）であって、軍事用途のために“特別に設計された”もの並びにこれらのために“特別に設計された”部品”及び“部分品”については、USMLのカテゴリーVI、XIII、XV、及びXXを参照のこと。

(7) 軍事用の“原子炉”のために“特別に設計された”シミュレーターは、USMLのカテゴリーIX(b)で規制される。

(8) 軍事用途のために“特別に設計された”レーザー”保護装置（例えば、眼球及びセンサーの保

護）については、USMLのカテゴリーX、XI及びXIIを参照のこと。

(9) USMLに掲げる防衛物品又は“600シリーズ”のECCNで規制される貨物のために“特別に設計された”燃料電池”は、当該最終品目に対応する“600シリーズ”のECCNに従って、規制される。

(10) 人工衛星又は宇宙空間用の飛しょう体のために“特別に設計された”燃料電池”に対する規制については、USMLのカテゴリーXVを参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. [Reserved]

b. 軍事利用のために“特別に設計された”隠蔽偽騙装置（特殊塗料、デコイ[おとり]、煙幕装置又はオブスキュレーション[掩蔽]装置及びシミュレータを含む）並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”（USMLのカテゴリーXIIIで規制されるものを除く）。

c. フェリー、架橋（ECCN 0A606又はUSMLのカテゴリーVIIで記述されるものを除く）、及び浮きドックであって、軍事用途のために“特別に設計された”ものの。

d. USMLのカテゴリーIV、VI、VII及びVIIIで規制される防衛物品の“開発”のために“特別に設計された”試験モデル。

e. [Reserved]

f. “金属脆化剤”

g. からx. [Reserved]

y. その他の貨物であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” :

y. 1. 軍事用途のために“特別に設計された”建設機器（USMLのVIII(a)又はECCN 9A610. aで規制される航空機での輸送のために“特別に設計された”当該装置を含む）。

y. 2. 本エントリーのy. 1項に掲げる貨物のために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”（防衛操縦席として用いられる乗務員防衛キットを含む）。

y. 3. “600シリーズ”のECCNで規制される防衛物品又は品目を輸送又は梱包するために“特別に設計”又

は'改造'されたISOインターモーダルコンテナ又はデマウントブル車体(すなわち、スワップボディ)(他の箇所指定されていないもの)。

Technical Note:OA617. y. 3でいうところにおいて、'改造された'とは、非軍用品目に対して軍事用途のために"特別に設計され"ている品目と同等の軍事的能力を与える構造的、電気的、機械的、又はその他の改変をいう。

~~y. 3. "600シリーズ"のECCNで規制される防衛物品又は品目を輸送又は梱包するために"特別に設計された"コンテナ(他の箇所指定されていないもの)。~~

y. 4. 軍事用途のために"特別に設計された野戦用の発電機。

y. 5. 軍事用途のために"特別に設計された出力制御サーチライト及びこれらのための制御ユニット、並びに上記のユニットを搭載する"機器"。

OA918 種々の軍用装備であってワッセナー軍需品リストには掲載されていないもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由: RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

RS エントリー全体に適用される。RS Column 2
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS: \$1500
- GBS: 適用できない。
- CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制:
かって、ECCN OA918で規制されていた品目について、ECCN OA617. y. 5を参照のこと。
関連定義: ナシ
品目:

銃剣。

OA919 "軍用貨物"であって、米国外に所在するもの及び米国外で生産されたもの

許可要求事項

規制理由: RS、AT

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

RS エントリー全体に適用される。RS Column 1、輸出許可要求事項については EAR § 742.6(a)(3)を参照のこと。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

- LVS: 適用できない。
- GBS: 適用できない。
- CIV: 適用できない。

規制品目リスト

関連規制:

- (1) "軍用貨物"は、その軍事貨物が国際武器取引規則(22 CFR part 120~ § 130)の対象となる品目を組み込んでいる場合、国務省の輸出許可管轄権の対象である。
- (2) 本項で定める"軍用貨物"は、当該貨物が米国軍需品リスト(22 CFR part 121)で定められており、かつ、米国内に存在する場合、国務省の輸出許可管轄権の対象である。
- (3) 外国人(国内に所在するか国外に所在するかを問わない)に、"ITARの対象"となる防衛物品の設計、開発、工事、製造、生産、組立、テスト、修理、保守、改造、操作、非武装化、破壊、処理若しくは使用における援助(訓練を含む)を提供すること、又は22 CFR § 121.1のもとに規制される技術資料を外国人に提供すること(国内におけるか国外におけるかを問わない)は、国務省の輸出許可管轄下にある。
- (4) "ITARの対象"となる"軍用貨物"のブローカー行為(22 CFR part 129.9で定義される)は、

国務省の輸出許可管轄下にある。

関連定義：

“軍用貨物[単数形]”又は“軍用貨物[複数形]”とは、米国軍需品リスト（22 CFR Part 120）又はワッセナーアレンジメント軍需品リスト（WAML）（すなわち、通常兵器並びにデュアルユース貨物及び技術の輸出管理に関してワッセナーアレンジメントにより発行された軍需品リスト）で定められる物品、資材若しくは補給品（ただし、ソフトウェア、技術を含まない）、ECCNにリストされる品目のうち最後の3つの数字が018であるもの、又は“600シリーズ”のあらゆる品目をいう。

品目：

a. 米国外に所在するもの及び米国外で生産された“軍用貨物”（国際武器取引規則(22 CFR part 120から130)の対象であるものを除く）であって、次のすべての特性を有するもの：

a. 1. ECCN 6A002、6A003、~~6A990~~、若しくは6A993. a（最大フレーム速度が9Hz以下であり、このため6A003. b. 4の注釈3. aの基準に合致するもの）に番号分類される米国原産成分をde minimis量を超えて組み込んでいるもの；

a. 2. 米国原産の“600シリーズ”で規制される成分をde minimis量（EAR § 734. 4参照）より多く組み込んだもの；又は

a. 3. 米国原産の“600シリーズ”の技術又はソフトウェアの直接製品であるもの（EAR § 736. 2 (b) (3)参照）。

b. [RESERVED]

0A978 法執行用打撃武器（こん棒、police batons[警棒]、side handle batons[警棒]、トンファ、sjamboks[鞭]及びwhips[鞭]を含む）

許可要求事項

規制理由：CC

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0A979 警察用ヘルメット及び盾；並びに“特別に設計された”部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：CC

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0A980 海路で輸出される馬

許可要求事項

規制理由：SS

Control (s) SSは、エントリー全体に適用される。輸出許可要求
事項（及び、適用可能な許可例外）については、直
接、EAR § 754に移りなさい。カントリーチャートは、
SS理由で規制される品目についての輸出許可要求事
項を決定するようには設計されていない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0A981 人の処刑のために設計した器具であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：CC

Control(s)：CCは、エントリー全体に適用される。最終用途に関係なく、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、この規制に特有の欄は、カントリーチャートには出てこない。（追加情報についてはEAR § 742.7を参照のこと。）

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 絞首台及びギロチン。
- b. 人を処刑するための電気椅子。
- c. 致死性ガス又は物質の投与によって人を処刑するために設計した気密室。
- d. 致死性物質の投与によって人を処刑するために設計した自動薬注入装置。

0A982 法執行用拘束器具（鉄製足かせ、手かせ、及び手錠；拘束服、スタンカフ（麻痺手錠）、ショックベルト；ショックスリーブ；抑制椅子のようなマルチポイント拘束器具；、並びに“特別に設計された”部品”、“部分品”及び“を含む）（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

許可要求事項

規制理由：CC

Control(s)

CCは、エントリー全体に適用される。最終用途の如何に関らず、すべての仕向地（カナダを除く）に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャートには、この規制で指定される列は出てこない。（詳細情報についてはEAR § 742を参照のこと。）

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：親指締め及び指錠は、ECCN 0A983（“特別に設計した”拷問器具）に分類される。法の執行又は刑罰の理由で拘禁された者の所在地を電子的に記録又は報告する拘束装置は、ECCN 3A981で規制される。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

ECCN 0A982の注：このECCNは、法執行活動で使用される拘束器具に適用される。このECCNは、医療処置中に患者の動きを拘束するために装備される医療用器具には適用されない。このECCNは、記憶障害のある患者を適切な医療施設に監禁する装置には適用されない。このECCNは、安全ベルト又は幼児用自動車安全シート等の安全装置には適用されない。

0A983 “特別に設計した”拷問器具（親指締め、親指錠、指錠、スパイクのついた棍棒”特別に設計された”部品”、“部分品”及び“附属品”を含む）（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：CC

Control(s)

CCは、エントリー全体に適用される。最終用途の如何に関らず、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャートには、この規制で指定される列は出てこない。（詳細情報についてはEAR § 742を参照のこと。）

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

ECCN 0A983の注：このECCNにおいて、“拷問”とは、米連邦法典タイトル18の § 2340(1)で示される意味をもつ。

0A984 散弾銃（銃身が18インチ(45.72cm)以上のもの）；レーザー、銃身長が18インチ(45.72cm)以上24インチ(60.96cm)以下の銃身；完備したトリガー機構；弾倉及び弾倉伸長管；完備した尾栓装置；バックショット[鹿弾]散弾銃の砲弾（動物を治療又は鎮静するため専用に使われる装置、及びもっぱら信号弾、照明弾又は礼砲に用いるように設計した武器を除く）

許可要求事項

規制理由：CC、FC、UN

| | |
|------------|---------------------------------|
| Control(s) | Country Chart (§ 738付則 1参照) |
|------------|---------------------------------|

FC エントリー全体に適用される。FC Column 1
CCは、最終需要者の如何に関らず、CC Column 1
銃身が18インチ(45.72cm)以上24
インチ(60.96cm)未満の散弾銃、この
エントリーで規制される散弾銃
の“部分品”、及びこのエントリー
で規制されるバックショット散弾
銃の薬莢に適用される。

CCは、最終需要者の如何に関らず、CC Column 2
銃身が24インチ(60.96cm)以上の
散弾銃に適用される。

| | |
|--|-------------|
| CCは、警察又は法執行機関への 販売又は再販用である場合、銃身 が24インチ(60.96cm)以上の散弾 銃に適用される。 | CC Column 3 |
|--|-------------|

UN エントリー全体に適用される。UN規制について
は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）**

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：このエントリーは銃身が18インチ
(45.72cm)未満の散弾銃については規制しない
(22 CFR part 121参照)。これらの品目は、“ITAR
の対象”である(22 CFR § 120から § 130を参照の
こと)

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**0A985 放電型の兵器及び電気ショックを与える機
器（例えば、スタンガン、電気ショック棒、ショッ
クシールド、電気牛追い棒（感電警棒）、人を動けな
くする銃及び発射物）（動物を治療又は鎮静するた
め専用に使われる装置、及びもっぱら信号弾、照
明弾又は礼砲に用いるように設計した武器を除
く）；並びに“特別に設計された”“部品”及び“部分品”
（他のエントリーで指定されていないもの）**

許可要求事項

規制理由：CC、UN

| | |
|------------|---|
| Control(s) | CCは、エントリー全体に適用される。最終用途の如 何に関らず、すべての仕向地（カナダを除く）に 対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチ ャートでは、この規制に固有の列は出てこない。（詳 細情報についてはEAR § 742を参照のこと。） |
|------------|---|

UN エントリー全体に適用される。UN規制について
は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

**リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）**

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：電気ショックを与える法執行用の拘束
器具については、ECCN 0A982で規制される。
法の執行又は刑罰の理由で移動に対する拘束を
実施するために人の所在地を監視及び記録する

電子機器については、ECCN 3A981で規制される。
法の執行又は刑罰の理由で拘禁された者の所在地を電子的に記録又は報告する拘束装置は、ECCN 3A981で規制される。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0A986 散弾銃の砲弾（バックショット[鹿弾]散弾銃の砲弾を除く）、“特別に設計された”部品及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：AT、FC、UN

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT は、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目について北朝鮮に対しては、反テロリズム理由により輸出許可が必要である。カンントリーチャートは、このエントリーに関してAT許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

FC エントリー全体に適用される。FC Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0A987 小火器（0A984で規制される散弾銃を含む）用の光学式照準装置；及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：FC、CC、UN

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

FCは、小火器（ECCN 0A984で定める散弾銃を含む）用の光学式照準器及び関連部品に適用される。

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ITARの対象となるライフルスコープ（夜間照準器を除く）については、USMLのカテゴリーI(f)を参照のこと。

(2) 第2世代のイメージ増強管であって、ルーメン感度が350マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの、又は第3世代以降のイメージ増強管を用いた照準器であって、ITARの対象となるものについては、USMLのカテゴリーXII(c)を参照のこと。

(3) ITARの対象となるレーザー照準システム又はレーザー照射システムについては、USMLのカテゴリーXII(b)を参照のこと。

(4) 0A987で規定される特定の貨物について、軍の最終需要者による使用のため又はECCN 0A919で規制される品目に組み込むために輸出、再輸出、又は再移転（国内における移転）されている場合、§ 744.9において輸出許可要件を義務付けている。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 望遠照準器。
- b. ホログラフィック照準器。
- c. レフレックス又は“レッドドット”照準器。
- d. レチクル照準器。
- e. その他の照準器であって、光学素子を内蔵したものの。
- f. 火器で使用するために“特別に設計されたレーザー照準器又はレーザー照射器”であって、使用波長が

400nm超710nm以下のもの。

注：0A987.fは、レーザーボア照準器であって、火器の照準を位置合わせするための基準を与えるために内腔又は薬室内に配置しなければならないものについては規制しない。

g. a、b、c、d又はe項に掲げる物品のためのレンズ、その他の光学素子及び調整機構。

0A988 0A018.d.1で記述する従来型のスチール製ヘルメット

現在、このECCNIには品目は存在しない。2014年7月1日の直前に0A988に分類されていた従来型のスチール製ヘルメットについては、ECCN 1A613.y.1を参照のこと。

0A998 石油又は天然ガスの探査装置、ソフトウェア、及び資料であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：外交方針

ロシア産業向け制裁は、特定の輸出許可エントリー全体に適用される。要求事項及び輸出許可審査方針について、§ 746.5 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 石油及び天然ガスの探査資料（例えば、地震分析資料）
- b. 水圧粉碎品目であって、次のいずれかに該当するもの：
 - b. 1. 水圧粉碎設計分析ソフトウェア及び資料；
 - b. 2. 水圧粉碎'プロパント'、'粉碎流体'、及び

それらのための化学添加剤。

Technical Note：'プロパント'は、固体物質（通常は、処理された砂又は人工のセラミック材料）であって、粉碎処理の間に又は粉碎処理の後に、引き起こされた水圧粉碎による坑井を支持するために設計されたものをいう。'プロパント'は、用いられる粉碎のタイプによって組成が代わることがある'粉碎流体'に加えられ、ゲル状、泡状又は水ベースの流体型となる場合がある。

b. 3. 高圧ポンプ。

0A999 特定の加工装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

ATは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目について北朝鮮に対しては、反テロリズム理由により輸出許可が必要である。ントリーチャートは、このエントリーに関してAT輸出許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. リングマグネット；
- b. [Reserved]

B. 試験用、検査用及び"製造用装置"

0B521 CCLの他の箇所にリストされていないEAR対象貨物であって、それが少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出が規制されるもの。

OB521の貨物は、RS1の規制対象であり、EAR § 740.11(b)(2)(ii)に基づく米国政府の職員及び機関に対する許可例外GOV、又は§ 774付則 5で特定される品目固有の許可例外（ECCN OB521で対象とされる品目に特有の許可例外）以外のいかなる許可例外も適用できない。ECCN OB521の規制のもとに番号分類されると決定された貨物のリストは、§ 774付則 5の中で公示される。ECCN OB521に関連する輸出許可要求事項及び輸出許可政策については、EAR § 742.6(a)(7)で示される。

OB604 ECCN 0A604に掲げる貨物又はUSMLのカテゴリIVに掲げる関連する防衛物品の“開発”、“製造”、“修理”、“オーバーホール”又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用”、“検査用”、“及び製造用の”装置”並びに関連貨物（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

| | | |
|----|----------------|-----------------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される。 | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される。 | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について § 746.1(b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このECCN OB604に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ECCN 9B604 (ECCN 9A604)に掲げる貨物又はUSMLのカテゴリIVに掲げる関連する防衛物品の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”、“試験用”、“検査用”、“及び製造用の”装置”並びに関連貨

物を規制する)を参照のこと。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 0A604により規制される貨物の“開発”、“製造”、“修理”、“オーバーホール”若しくは分解修理のため又は爆弾、魚雷、爆雷、地雷及び手榴弾、並びにそれらのための部品、部分品、附属品及びアタッチメントであって、USMLのカテゴリIVで規制されるもののために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の“装置”。

b. からw. [Reserved]

x. このECCNのa項の規制の対象となる貨物のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、“及びアタッチメント”。

OB606 ECCN 0A606又はUSMLのカテゴリVIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、“修理”、“オーバーホール”又は分解修理のために“特別に設計された”、“試験用”、“検査用”、“及び製造用の”装置”並びに関連貨物（USMLで列挙されるものを除く）（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

| | | |
|----|----------------|---------------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される。 | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される。 | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について 746.1(b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA : 0B606に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) を使用してはならない。

(§ 738付則 1参照)

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 22 CFR part 121の Kategorie-VIIで記述される陸上車両、その他の物品、技術資料 (ソフトウェアを含む) 及び役務は、国際武器取引規則の管轄の対象である。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 0A606 (0A606.b若しくは0A606.yを除く) 又はUSMLの Kategorie-VIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール又は分解修理のために“特別に設計された”、試験用、検査用、及び製造用の“装置”、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

注1 : ECCN 0B606には、以下のものを含む :

- (i) 装甲板加工用のボール盤 (ラジアルボール盤を除く) ;
 - (ii) 装甲板加工用の平削り盤 ;
 - (iii) 装甲板加工用の焼入れプレス ; 及び
 - (iv) タンクのタレットベアリング加工用の研削盤。
- b. ECCN 0A606 (0A606.b若しくは0A606.yを除く) 又はUSMLの Kategorie-VIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物の証明、適格性評価又は試験のために“特別に設計された”環境試験設備。

0B614 軍用の訓練“装置”のための試験用、検査用、及び製造用の“装置”並びにそれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s)

Country Chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制について

§ 746.1(b)を

参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : \$1,500

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

STAについての特別な条件

STA : このECCN 0B604に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) ECCN 9B604 (ECCN 9A604に掲げる貨物又はUSMLの Kategorie-IVに掲げる関連する防衛物品の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”、試験用、検査用、及び製造用の“装置”並びに関連貨物を規制する) を参照のこと。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 0A614により規制される貨物又はUSMLの Kategorie-IXで列挙又はその他の形態で規定される防衛物品の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール若しくは分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及びその他の製造用の“装置”。

b. からw. [Reserved]

x. ECCN 0B614により規制される貨物のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”。

0B617 ECCN 0A617又はUSMLの Kategorie-VIIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製

造”、修理、オーバーホール又は分解修理のために”
特別に設計された”、試験用、検査用、及び製造用の
”装置”並びに関連貨物、並びにこれらのために”特別
に設計された””部品”、”部分品”、”附属品”及び”ア
タッチメント”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

| | | |
|----|----------------|---------------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について 746.1(b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0B617に掲げるいかなる品目に対しても、許
可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を
使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：外国製の”軍用貨物”であって、米国原
産の”600シリーズ”の規制される成分をde
minimis量を超えて組み込んでいるものについて
は、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 0A617（0A617.yを除く）又はUSMLのカテゴ
リーVIIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物
の”製造”、”開発”、修理、オーバーホール又は分解
修理のために”特別に設計された”、試験用、検査用、
及び製造用の”装置”並びに関連貨物（USMLのカテゴ
リーXIII(k)で規制されるものを除く）、並びにこれ
らのために”特別に設計された””部品”、”部分品”、
”附属品”及び”アタッチメント”

b. [Reserved]

注：戦闘地帯での使用のための野戦工兵用の装置

（ワッセナーアレンジメントの軍需品リストの17.d
で特定されているもの）、及び軍用の設備のサービ
スを行うために特別に設計又は改造された移動式の修
理工場（ワッセナーアレンジメントの軍需品リスト
の17.jで特定されているもの）は、当該品目がUSML
のカテゴリーXIII(k)に含まれない限りにおいて、
0B617で規制される。

0B986 散弾銃の砲弾の製造用に”特別に設計した” 装置；並びにカートリッジ[薬包]及び散弾銃の砲弾 の双方のための弾薬手動装填装置

許可要求事項

規制理由：AT、UN

Control(s)

ATは、エントリー全体に適用される。本エントリー
で規制される品目について北朝鮮に対しては、反テ
ロリズム理由により輸出許可が必要である。カント
リーチャートは、本エントリーに関してAT許可要求
事項を決定するには設計されていない。詳細情
報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

UN エントリー全体に適用される。UN規制について
は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0B999 特定の加工装置であって、次のいずれかに 該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT、RS

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

ATは、エントリー全体に適用される。本エントリー

で規制される品目について北朝鮮に対しては、反テロリズム理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、本エントリーに関してAT許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

RSは、エントリー全体に適用される。本エントリーで規制される品目についてイラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転に対しては、安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、本エントリーに関してRS許可要求事項を決定するようには設計されていない。詳細情報については、§ 742.6及び§ 746.3を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. ホットセル[放射性物質を取り扱うために十分な遮へいを施した設備]；
- b. 放射性物質で使用するのに適したグローブボックス[放射性物質、有毒物質の取扱いに用いるグローブ付きのアクリル製ボックス]。

C. “材料”

0C521 CGLの他の箇所にリストされていないEAR対象材料であって、それが少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出が規制されるもの。

0C521の品目は、RS1の規制対象であり、EAR § 740.11(b)(2)(ii)に基づく米国政府の職員及び機関に対する許可例外GOV、又は§ 774付則 5で特定される品目固有の許可例外（ECCN 0C521で対象とされる品目に特有の許可例外）以外のいかなる許可例外も適用できない。ECCN 0C521の規制のもとに番号分類されると決定された材料のリストは、§ 774付則 5の中で公示される。ECCN 0C521に関連する輸出許可要

求事項及び輸出許可政策については、EAR § 742.6(a)(7)で示される。

0C606 0A606で規制される貨物の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された材料（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

| | | |
|----|----------------|---------------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について 746.1(b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0C606に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) ITARの管轄権の対象となる材料については、USMLのカテゴリーXIIIで記述されている。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

0A606（0A606.b若しくは0A606.yを除く）又はUSMLのカテゴリーVIIで列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”材料であって、USML又はCCLで別途指定されていないもの。

注：USMLのカテゴリーVIIで列挙又はその他の形

態で規定される陸上車両及びECCN 0A606で列挙又はその他の形態で規定される陸上車両の双方のために“特別に設計された”材料は、USMLのカテゴリVII (g)において当該項の規制の対象であると特定されていない限り、ECCNの規制の対象となる。

0C617 軍事用途のために“特別に設計された”種々の材料（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

| | | |
|----|----------------|----------------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について 746.1 (b)を 参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$1,500

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0B617に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c) (2)項 (EAR § 740.20 (c) (2)) を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) その他のシグネチャー[痕跡]抑制材料に対する規制については、USMLのカテゴリXIII並びにECCN 1C001及び1C101を参照のこと。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 検出性又は可観測性を減少させる軍事用途のために“特別に設計された”材料、塗料及び処理剤であって、USMLのカテゴリXIII又はECCNの1C001若しくは

1C101で規制されていないもの。

b. [Reserved]

D. “ソフトウェア”

0D001 0A002で規定される貨物の“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”。（これらの品目は、“ITARの対象”である。（22 CFR parts 120から130を参照のこと。）

見出しの注釈：核関連貨物の“開発”、“製造”又は“使用”のための特定の“ソフトウェア”は、原子力規制委員会の輸出許可権限の対象である（10 CFR part 110参照）。

許可要求事項

規制理由

Control (s)

0A002で定める品目のための“ソフトウェア”は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0D521 CCLの他の箇所にリストされていないEAR対象ソフトウェアであって、それが少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出が規制されるもの。

0D521のソフトウェアは、RS1の規制対象であり、EAR § 740.11 (b) (2) (ii)に基づく米国政府の職員及び機関に対する許可例外GOV、又は § 774付則 5で特定される品目固有の許可例外（ECCN 0D521で対象とされる品目に特有の許可例外）以外のいかなる許可例外も適用できない。ECCN 0D521の規制のもとに番号分類されると決定されたソフトウェアのリストは、§ 774付則 5の中で公示される。ECCN 0D521に関連する輸出許可要求事項及び輸出許可政策については、EAR

§ 742.6(a)(7)で示される。

OD604 ECCN 0A604又は0B604により規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。 UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このECCN OD604に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIVで列挙される物品に直接関連する“ソフトウェア”は、USMLのカテゴリーIV(i)で規制される。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 0A604又は0B604により規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア”。
- b. [Reserved]

OD606 0A606、0B606又は0C606で規制される陸上車

両及び関連貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
~~(OD606.yを除く)。~~
RS エントリー全体に適用される RS Column 1
~~(OD606.yを除く)。~~
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。
~~(OD606.yを除く)。~~

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：OD606に掲げるいかなるソフトウェアに対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーVIIで列挙又はその他の形態で規定される物品に直接関連するソフトウェアについては、USMLのVII(h)項の規制の対象となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の品目“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 0A606 (ECCNs 0A606. b又は0A606. yを除く)、0B606、又は0C606で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”ソフトウェア”
- b. [RESERVED]
- ~~b. から x. [Reserved]~~

~~y. 0A606.yで規定される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”専用の“ソフトウェア”。~~

0D614 軍用の訓練“装置”に関連する“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。 UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このECCN 0D614に掲げるいかなる“ソフトウェア”に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIXで列挙される物品に直接関連する“ソフトウェア”は、USMLのカテゴリーIX(e)の規制の対象となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の品目をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 0A614又は0B614により規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”“ソフトウェア”。

b. [Reserved]

0D617 0A617で規制される貨物、0B617で規制される“装置”又は0C617で規制される材料の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(0D617.yを除く)。
RS エントリー全体に適用される RS Column 1
(0D617.yを除く)。
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0D617に掲げるいかなるソフトウェアに対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーVIIIで列挙される物品に直接関連するソフトウェアについては、USMLのXIII(1)項の規制の対象となる。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 0A617 (0A617.yを除く)、0B617又は0C617で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”（本エントリーの.y項で規制される“ソフトウェア”を除く）。

b. からx. [Reserved]

y. 0A617.yで規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”専用の“ソフトウェア”。

0D999 特定のソフトウェアであって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：AT、RS

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

ATは、エントリー全体に適用される。このエントリーで規制される品目について北朝鮮に対しては、反テロリズム理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに関してAT輸出許可要求事項を決定するには設計されていない。詳細情報についてはEAR § 742.19を参照のこと。

RSは、エントリー全体に適用される。本エントリーで規制される品目についてイラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転に対しては、地域安定理由により輸出許可が必要である。カントリーチャートは、このエントリーに関してRS許可要件を決定するには設計されていない。詳細情報については、§ 742.6及び§ 746.3を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 中性子計算／モデリングのためのソフトウェア；
- b. 放射線輸送計算／モデリングのためのソフトウェア；
- c. 流体力学計算／モデリングのためのソフトウェア。

E. “技術”

0E001 0A002又は0D001で規定される品目の“開発”、“製造”又は“使用”に係る Nuclear Technology Noteの対象となる“技術”

見出しの注釈：原子力規制委員会の輸出許可権限(10 CFR part 110参照)の対象となる特定の品目に係る“技術”は、エネルギー省の輸出許可権限(10 CFR part 810参照)の対象となる。

許可要求事項

規制理由

Control(s)

0A002及び0D001(0A002で定める品目のための0D001に掲げる“ソフトウェア”のみに適用される)で定める品目に係る“技術”については、米国防務省防衛取引管理部の輸出許可権限の対象である(22 CFR part 121参照)。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

0E018 0A018で規制される品目の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

注：本ECCNは、かつて0A018.aで規制されていた品目に係る“技術”については、今後は規制しない。かつて0A018.aで規制されていた品目についてはECCN 0A617.y.1及びy.1.aを参照のこと、また、ECCN 0E617.yに掲げるこれらの品目に対する“技術”の規制を参照のこと。

0E521 CCLの他の箇所にリストされていないEAR対象技術であって、それが少なくとも米国にとって重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与える理由で或いは外交方針の理由により輸出が規制されるもの。

0E521の技術は、RS1の規制対象であり、EAR § 740.11(b)(2)(ii)に基づく米国政府の職員及び機関に対する許可例外GOV、又は§ 774付則 5で特定される品目固有の許可例外(ECCN 0E521で対象とされる品目に特有の許可例外)以外のいかなる許可例外も

適用できない。ECCN 0E521の規制のもとに番号分類されると決定された技術のリストは、§ 774付則 5の中で公示される。ECCN 0E521に関連する輸出許可要求事項及び輸出許可政策については、EAR § 742.6(a)(7)で示される。

0E604 ECCN 0A604若しくは0B604により規制される貨物、又はECCN 0D604により規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

| | | |
|----|----------------|----------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される。 | NS Column 1 |
| RS | エントリー全体に適用される。 | RS Column 1 |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される。 | UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。 |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このECCN 0E604に掲げるいかなる品目に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリIVで列挙される物品に直接関連する技術資料は、USMLのカテゴリIV(i)で規制される。

関連定義：ナシ

品目：

- ECCN 0A604若しくは0B604により規制される貨物、又はECCN 0D604により規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”。
- [Reserved]

0E606 0A606、0B606、0C606に掲げる陸上車両及び関連貨物、又は0D606に掲げるソフトウェアの“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

| | |
|------------|---------------|
| Control(s) | Country Chart |
| | (§ 738付則 1参照) |

| | | |
|----|--------------------------|----------------------------|
| NS | エントリー全体に適用される | NS Column 1 |
| | (0E606.yを除く)。 | |
| RS | エントリー全体に適用される | RS Column 1 |
| | (0E606.yを除く)。 | |
| AT | エントリー全体に適用される。 | AT Column 1 |
| UN | エントリー全体に適用される | UN規制について § 746.1(b)を参照のこと。 |
| | (0E606.yを除く)。 | |

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0D606に掲げるいかなる技術に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリVIIで列挙される物品に直接関連する“技術資料”は、USMLのVII(h)項の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

- 0A606 (ECCN 0A606.b又は0A606.yを除く)、0B606、又は0C606で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”。
- [RESERVED]
- ~~b. から x. [Reserved]~~
- ~~y. ECCN 0A606.y又は0D606.yに掲げる貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナ~~

~~ンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために必要な専用の技術。~~

0E614 “技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。 UN規制について
§ 746.1(b)を
参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0E614に掲げるいかなる技術に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリ-IXで列挙される物品に直接関連する“技術資料”は、USMLのカテゴリ-IX(e)の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 0A614、0B614、又は0D614により規制される貨物又は“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”。
- b. [Reserved]

0E617 0A617で規制される貨物、0B617で規制される“装置”、又は又は0C617で規制される材料、又は ECCN 0D617で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（規

製品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(0E617.yを除く)。
RS エントリー全体に適用される RS Column 1
(0E617.yを除く)。
AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
UN エントリー全体に適用される UN規制について
(0E617.yを除く)。 § 746.1(b)を
参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：0D617に掲げるいかなる技術に対しても、許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリ-VIIIで規制される物品に直接関連する技術資料は、USMLのXIII(1)項の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 0A617 (0A617.yを除く)、0B617、0C617、又は0D617 (0D617.yを除く)で規制される貨物、又は“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（本エントリーの.y項で規制される“技術”を除く）。
- b. からx. [Reserved]
- y. 0A617.yで規制される貨物又は0D617.yで規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”専用の“技術”。

0E918 銃剣の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

許可要求事項

規制理由：RS、UN、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

RS エントリー全体に適用される。RS Column 2

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

OE982 0A982 又は 0A985で規制される装置の”開発”又は”製造”に係る専用の”技術”**許可要求事項**

規制理由：CC

Control(s)

CCは、0A982又は0A985で規制される品目に係る”技術”に適用される。最終用途の如何に関らず、すべての仕向地（カナダを除く）に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャートには、この規制で指定される列は出てこない。（詳細情報についてはEAR § 742を参照のこと。）

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

OE984 0A984で規制される散弾銃及びバックショ**ット[鹿弾]散弾銃の砲弾の”開発”又は”製造”に係る”技術”****許可要求事項**

規制理由：CC、UN

Control(s)

Country Chart

CCは、ECCN 0A984で規制される

CC Column 1

散弾銃（銃身が18インチ(45.72cm)以上のもの）に係る”技術”及び散弾銃の砲弾に係る”技術”に適用される。

UN エントリー全体に適用される。UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

OE987 0A987で規制される貨物であって、フォーカルプレーンアレー又はイメージ増強管を組み込んだものの”開発”、又は”製造”に”必要な””技術”**許可要求事項**

規制理由：RS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

RS エントリー全体に適用される。RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

EAR99 EAR 対象品目であって、この GCL のカテゴリー又は GCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。